平成２７年（フ）第１１２号
富山市黒瀬北町２丁目11番地５　ヴァンベール黒瀬305号、前住所富山市黒瀬北町２丁目８番地２　信開ダイナスティ黒瀬1103号
債務者　藤川　圭子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで　富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１６号
富山市西中野町２丁目７番10号
債務者　熊川　　仁
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで　富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６２号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目26番７－301号、前住所兵庫県伊丹市寺本１丁目115番地　パレ北武庫之荘Ｖ206号
債務者　安田　憲一
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７２号
兵庫県西宮市浜甲子園２丁目10番24―101号、前住所兵庫県伊丹市鴻池３丁目４番３－401号
債務者　大塔　智史
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９１号
兵庫県尼崎市三反田町３丁目６番６号　レオパレス202号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町３丁目20番12号　木谷ハイツ202号
債務者　清水　竜司
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９４号
佐賀県伊万里市立花町3997番地８
債務者　加藤　優子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２８４号
大分市政所１丁目４番47号（ベルエール大在904)
債務者　川野　浩次
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６０号
宮城県大崎市古川小稲葉町10番６－２号
債務者　今野　敏則
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
宮城県大崎市古川西荒井字東田346番地１
債務者　阿部　裕貴
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
兵庫県宝塚市光明町30番２号
債務者　御崎謙太郎
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
兵庫県宝塚市光明町30番２号
債務者　御崎　有香
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
兵庫県伊丹市寺本２丁目14番地　県警職員宿舎２－204号、前住所兵庫県伊丹市寺本５丁目245番地
債務者　吉川千鶴こと　大本　千鶴
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４４６号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目101番地　グレースメモリー立花　206号、前住所兵庫県尼崎市大庄中通１丁目51番地の１　ジークレフ大庄２－304
債務者　磐　　久光
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１号
兵庫県南あわじ市神代國衙1218番地１
債務者　高田　久子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第５１号
兵庫県南あわじ市賀集八幡南326番地　さくら台団地吉野棟４－３号
債務者　芝先　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第４４７号
北九州市小倉北区白銀２丁目２番７－301号
債務者　加藤　直美
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５５８号
神戸市須磨区神撫町１丁目３－23、住民票上の住所神戸市須磨区板宿町２丁目３番７号101号
債務者　武川　博信
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部